松本市文化財調査報告 No.79

松本市城西西馬出遺跡

―― 緊急発掘調査報告書 ――

1989・3

松本市教育委員会

序

松本は松本城を中心として発達した街です。現在の松本城周辺は近代的な建物が立ち並び、市街化していますが、その地下にはかつての城下の町が、古の時を抱いたまま眠っているのです。このたびの税務署改築に伴なう西馬出遺跡の発掘調査も、こうした文化財を保護するための記録保存がその目的であります。発掘は市教育委員会を中心に地元の皆様の御協力を得て、平成元年２月14日より３月１日にかけて行なわれ、無事終了することができました。寒い中作業にあたられた方々のその御骨折りを心から感謝申し上げます。

今回の調査地は古絵図等より松本城の西馬出と推定される場所で、調査もその検証を目標としました。その結果、濠の位置の確認等、古絵図の記載を裏付ける成果をあげることができました。

松本のまちには、各所に城下町として栄えた当時の面影を見ることができます。これらは私達には掛け替えのない財産であるといえましょう。それらのものが失なわれることのない様、保存してゆくことが私達の責務であり、そのために最大限の努力を払ってゆきたいと考えております。

平成元年　三　月

松本市教育委員会　教育長　中島　俊彦

例　　言

1．本書は平成元年２月14日から３月１日に実施された松本市城西西馬出（にしうまだし）遺跡緊急発掘調査の報告書である。

2．本調査は松本税務署の改築に伴なう緊急発掘調査であり、松本市教育委員会が建設省関東地方建設局より委託を受け、調査を行なった。

3．本書の執筆は、Ｉ－１を熊谷康治、IVを住田正が行ない、他を新谷和孝が行なった。またIIは太田守夫氏の御教示をもとに新谷が行なった。文責は新谷にある。

4．本書作成の諸作業は、町田庄司、永沢周子、新谷和孝が行なった。また調査、整理においては、山田真一、木下守両氏の御協力をいただき、木製品の調査では山下生六氏の御教示を得た。

5．本書では遺跡の性格より、周辺遺跡についての考察は行なっていない。

6．出土遺物、図、書類等は、松本市教育委員会が保管している。

目　　次

Ⅰ　調査の経過 …… 2

Ⅱ　遺跡の土層 …… 4

Ⅲ　調査の結果 …… 6

Ⅳ　考　　察 …… 10

Ⅴ　ま　と　め …… 11

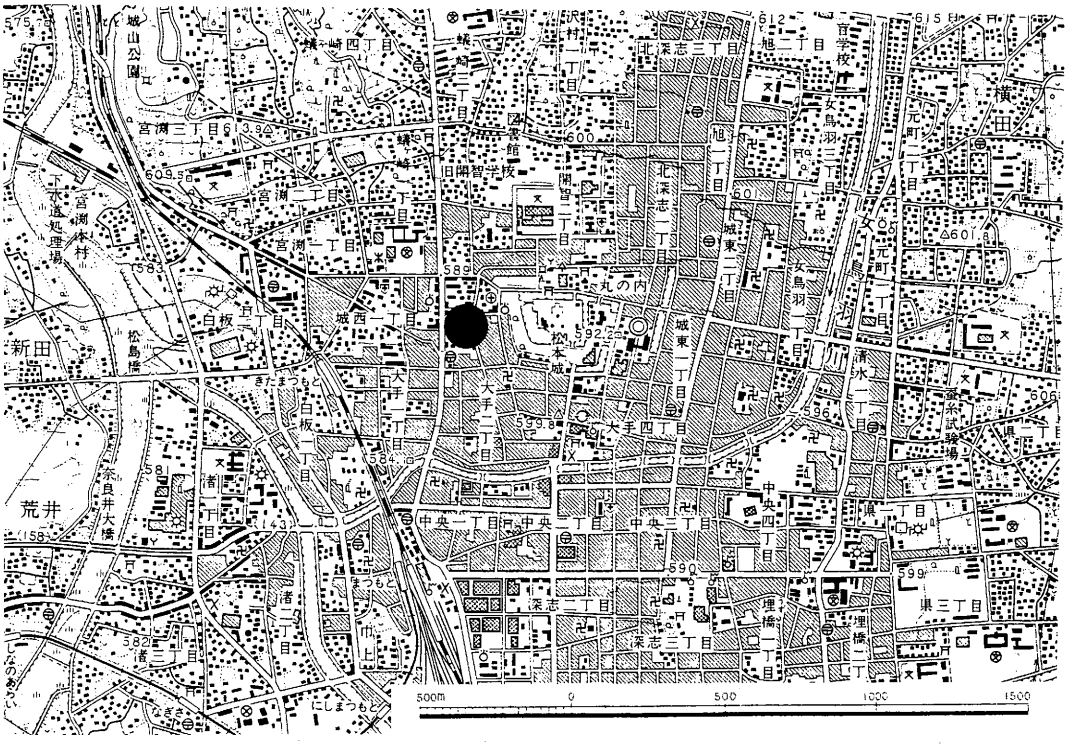

第1図　遺跡の位置（1：50000）

Ⅰ　調査の経過

1．調査に至るまで

松本税務署は施設の老朽化に伴って、以前から現地での建て替えの構想があり、昭和62年度より計画が具体化してきた。ところが同地は松本城の西側に位置し、松本城管理事務所で保管している享保13年作成の古絵図によると、西馬出跡にあたっている。これら松本城関連の遺構については史跡指定範囲の外側周辺についてもその重要性が従前から指摘されていたが、一帯は市街地であり、普段は充分な調査ができずにいた。このため松本市教育委員会では、建設に先立って発掘調査を行ない当該遺構の解明を図る方向で、建設を担当する建設省関東地方建設局と、昭和63年７月以降、事前の協議を実施してきた。この結果、関係各部局の御理解を頂き、旧施設解体後に発掘調査を行なう運びとなった。

解体工事その他の関係で調査開始時期に遅れが生じたが、平成元年１月20日付で建設省関東地方建設局長と松本市長との間に発掘調査委託契約が締結され、次いで同年１月24日に、松本城西馬出跡埋蔵文化財発掘調査の通知を提出、松本市教育委員会が直営事業として発掘調査を実施するに至った。

2．調査体制

調査団長　中島俊彦（松本市教育長）

調査担当者　神沢昌二郎（市立考古博物館長）

現場担当者　新谷和孝（社会教育課嘱託）

調　査　員　住田正、太田守夫、西沢寿晃、森義直

協　力　者　石川末四郎、大出六郎、太田千尋、大塚袈裟六、小池直人、小松正子、瀬川長広、袖山勝美、鶴川登、中島新嗣、中村恵子、林昭雄、藤本嘉平

事　務　局　浅輪幸市（社会教育課長）、田口勝（文化係長）、熊谷康治（主査）、直井雅尚（主事）、山岸清治（事務員）、佐々木仁美

3．調査の方法

今回の調査では、松本城の西馬出に関連する遺構の確認を主目的とした。調査区内は税務署の建設及び取り壊しの際に攪乱されて荒れており、また、期間及び気候等による制約から全面調査を行なうことは不可能であった。このため調査区内の比較的攪乱の少ない場所を選んで重機によりトレンチを入れ、土層の観察、記録を行なう方法をとり、必要に応じてトレンチの拡大、遺構の検出を行なった。また基盤土層の調査のため、南側の４ヶ所で重機による深掘りを行なった。なお調査は平成元年２月14日～20日に調査区南側、２月27日～３月１日に同北側と２次に分けて行なった。

4．作業日誌

2月14日（火）　調査区南側の調査開始、南端の壁に沿ってAトレンチを設定、重機による掘り下げを行ない、沼を埋めた場所であることを確認する。続いて中央部にBトレンチを設定し掘り下げる。西側で杭列を確認し、この続きをCトレンチとし、南へ拡げる。午後より検出作業を行なう。同時にA、Bトレンチ間にDトレンチを設定し掘り下げる。夕方土層観察のため深堀りを4ヶ所（P1～4）で行なう。

2月15日（水）　検出及び壁面精査を引き続き行なう。平板測量による全体図作成及び、土層図作成を行なう。

2月16日（木）　午前中測量の続きを行なう。午後雨のため作業中止。

2月20日（月）　午前中残りの測量を行ない、南側の調査を終了する。引き続き埋め戻しを行なう。

2月27日（月）　調査区北側の調査開始。南側で杭列を検出したCトレンチの延長上にEトレンチ、旧西門から続く道路の想定線上にFトレンチを設定。重機により掘り下げる。Eトレンチで杭列を確認。Fトレンチでは中央部に落ちこみを確認し、この部分を南側へ拡張する。午後より検出作業を行なう。

2月28日（火）　杭列の精査、測量、写真撮影を行なう。

3月1日（水）　午前中、太田守夫氏に地質についての調査及び指導をしていただく。午後残りの測量と、杭を抜いての調査を行ない北側の調査を終了する。

3月2日（木）　北側の埋め戻しを行なう。以後報告書の作成作業を行なう。

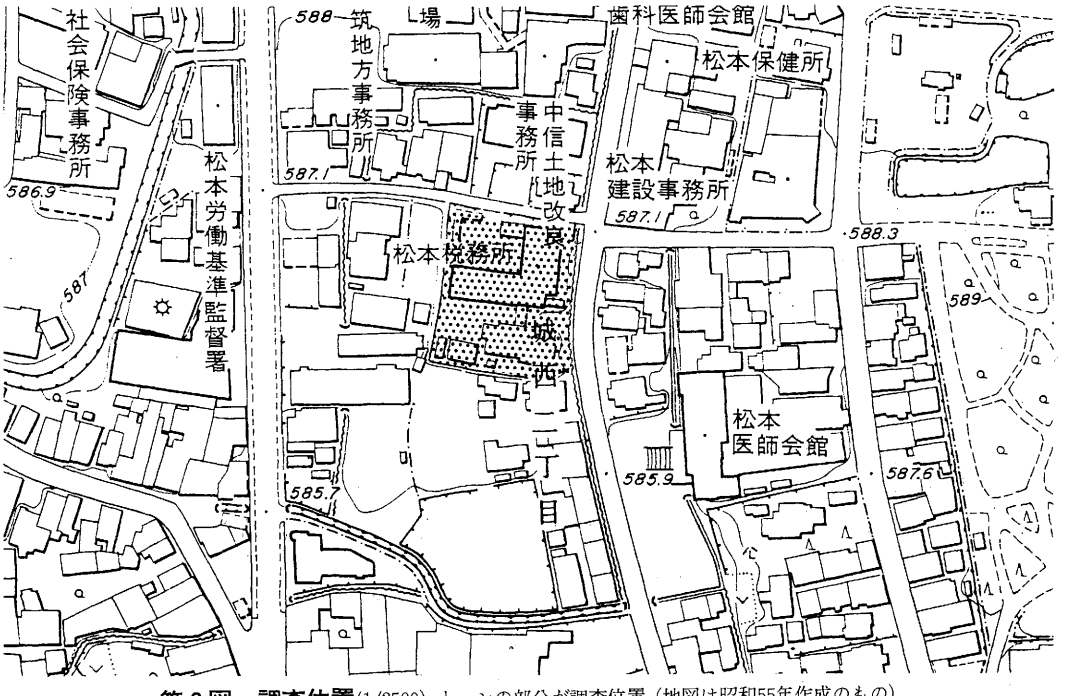

第2図　調査位置(1/2500)　トーンの部分が調査位置（地図は昭和55年作成のもの）

II　遺跡の土層

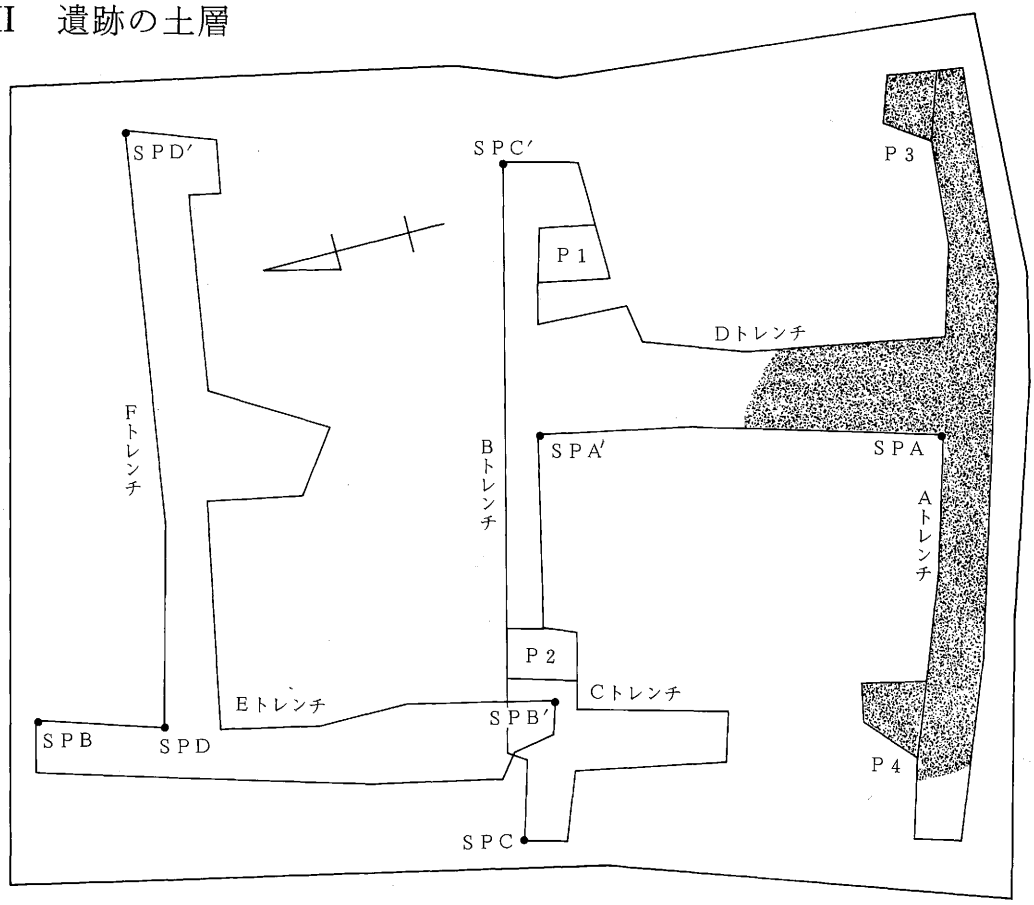

第3図　調査区　平面図 (1/400)

有機物堆積層

1．遺跡の土層

本遺跡の土層は深堀り地点の土層模式図（第4図）にあるように、基盤となる礫層の上に、灰色の砂質泥土（以下灰色土）が厚く堆積している。現在の地表面は税務署建設の際、灰色土の上に土を入れて埋め造られたものである。このため地表から灰色土の最上部にかけては、建物の建設及び取りこわしの際、攪乱され、荒れている部分もあるが、灰色土自体は安定しており、この表面を追うことにより、原地形を、ある程度復元することが可能である。第5図は調査区の土層図である。埋土を除いた灰色土の上面を図化している。灰色土の状態から、原地形は若干の起伏をもつ湿地であったことが窺われる。調査区北側の中央部（第5図Dの中央部）にみられる大きな凹みは、湿地の中の大きな凹みで、この部分に北もしくは北東側から河川による礫の流れ込み（押し出し）があり、凹地が埋没したもので、この部分がその端部にあたる。

灰色土は湿地に繁茂する植物の腐食、堆積により形成されたもので、腐食の進行状況や、地表の乾湿等の状態により若干色の違いを呈している。この色の変化は地表を水が覆っていた部分は青味

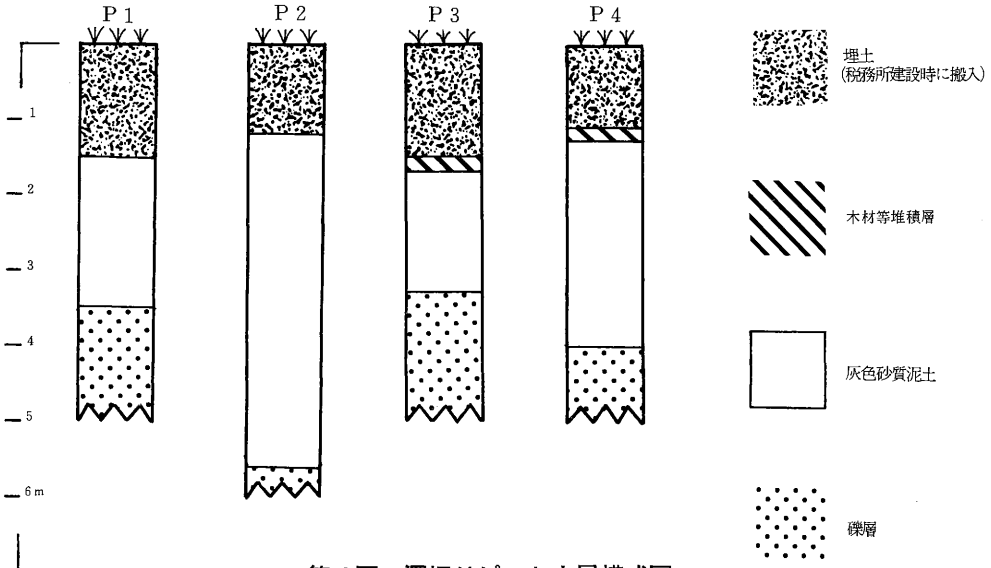

第4図　深掘りピット土層模式図

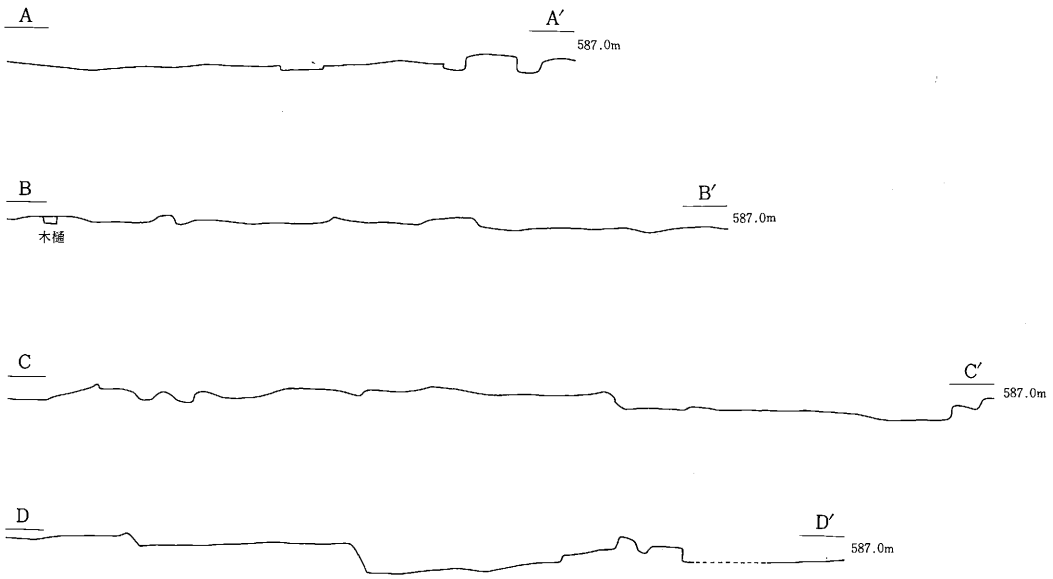

第5図　調査区土層図(1/320)

を帯び、沼の底など有機質の堆積物があった部分は黒くなっている。この灰色土は市街中心部では広く見られるもので、一帯が湿地であったことを示している。灰色土の厚さは調査区中央西部では5mに達し非常に安定している。層の中には流入、転落した礫が、わずかに見られ、水による風化が進んでいる。調査区の南西部には、灰色土の上に厚さ10cmほどの植物等の堆積が見られる。(第3図のトーンで示した部分) これには多量の建材や下駄等の木製品や、陶器、ガラス器等が混入しており、税務署の南側の建物が建てられた昭和38年まで沼であったことを示している。

III　調査の結果

1．検出された遺構

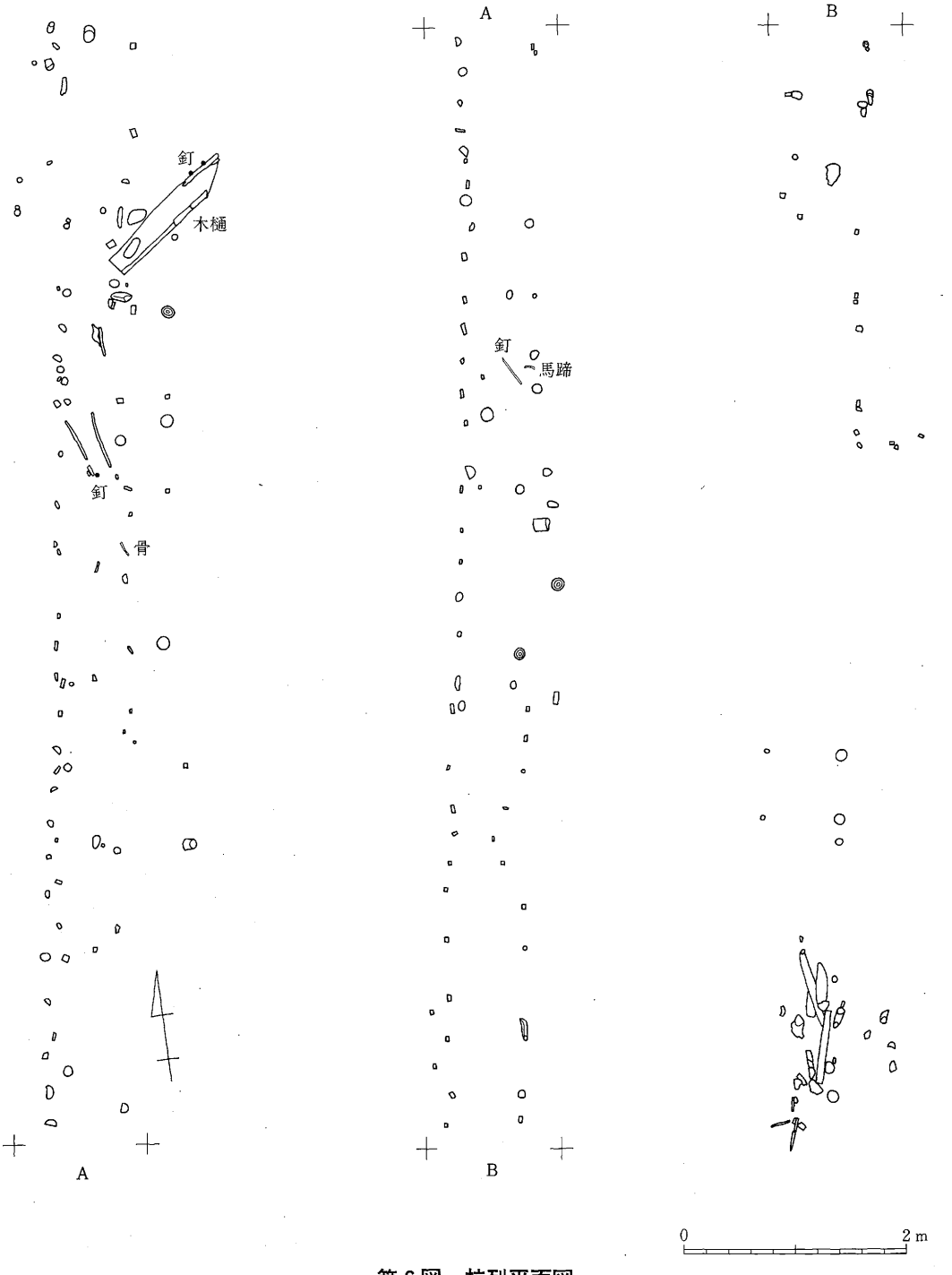

第6図　杭列平面図

杭列（第６図）　調査区西側のＣ、Ｅトレンチより検出された。約190本の杭が南北に打たれている。列はほぼ直線をなし、南端はわずかに東へ寄る。列の全容は明らかでないが、幅は今回のトレンチの範囲と、ほぼ同程度と思われ、２または３列に平行して打たれていると考えられる。一部に乱杭状の部分もあるが、等間隔の部分が多く、密度は中程度である。杭の間を横方向につなぐ施設は認められない。杭は灰色土の面に打たれ、上部は腐食しているが、灰色土に入っていた部分の遺存状態は良い。おそらく沼のような湿地に打たれ、地表や水中に出ていた部分が腐食したものと考えられる。杭の形状は断面が丸いもの、丸の一部を欠くもの、丸材の四つ割り、板状のものがあり、大きさも太さは数cm～10数cm、長さは数cm～80cmを越えるものと多様である。遺存状態も良好なものは加工等の痕跡が明瞭であり、腐食の著しいものは木質部の残骸を残す程度である。杭の原材は針葉樹材が用いられているが、樹種鑑定を行なえたのは第８図及び図版２．Ｌの４点のみである。

検出された杭列には南側の列に太い物が多い傾向や、板状のものの部分的な集中がみられるが、形状や遺存状態による分布の規則性は認められず、この杭列は一度に打たれたものでなく、同じ場所に何度か杭が打たれたことにより形成されたものと考えられる。また遺存状態より杭の置かれた環境は一定でなく、周辺の地表が乾いた時期と湿った時期があったものと考えられる。

木樋（第７図）　杭列の北端近くより検出された。杭列と斜めに交わっている。端部を検出したのみで、北東部はトレンチ外へ伸びるため、規模等は不明である。厚さ約４cm、幅約23cmの底板の上に側板を乗せ、角釘で止めている。底板の遺存状態は良好であるが、側板は腐食が著しい。側板は厚さ４cm、高さ12cm程度と思われる。天井板等は認められない。樋の回りは杭で固定され、下には礫が敷かれている。周辺には砂が堆積し、樋の中には泥が詰まっており、水が流れていたと思われる。樋の上面より曲物の蓋と思われる木製品（図版２．Ｉ）が出土している。

転用された杭について（第８図、図版２．Ｌ）　今回検出された杭の中には建築材の転用されたものが数本ある。いずれも太い杭で杭列の中央部付近にあった。ここでは加工状態の模式図を示し、若干考察してみたい。１～３はホゾ穴が穿たれている。直交する（横方向と思われる）構造材を通し、木の栓で止めている。４は２本の丸材を継ぎ、木の栓で止めている。杭に転用した際の加工は、先端をナタで雑に削ぐ程度である。これらの杭の本来使用されていた建物や年代を知る資料はないが、遺存状態等でみると杭列の中では、比較的新しい時期のものと考えられる。

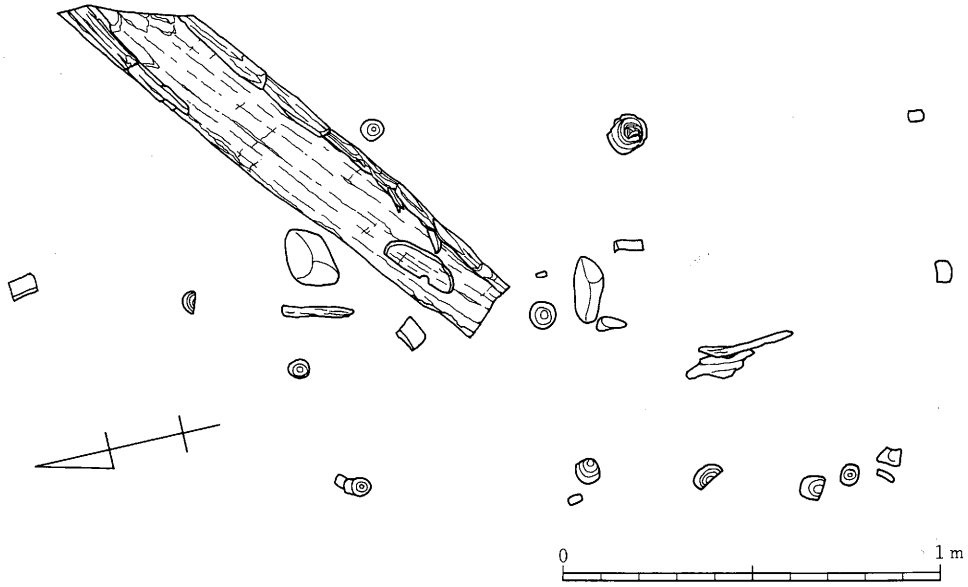

第7図　木樋　平面図

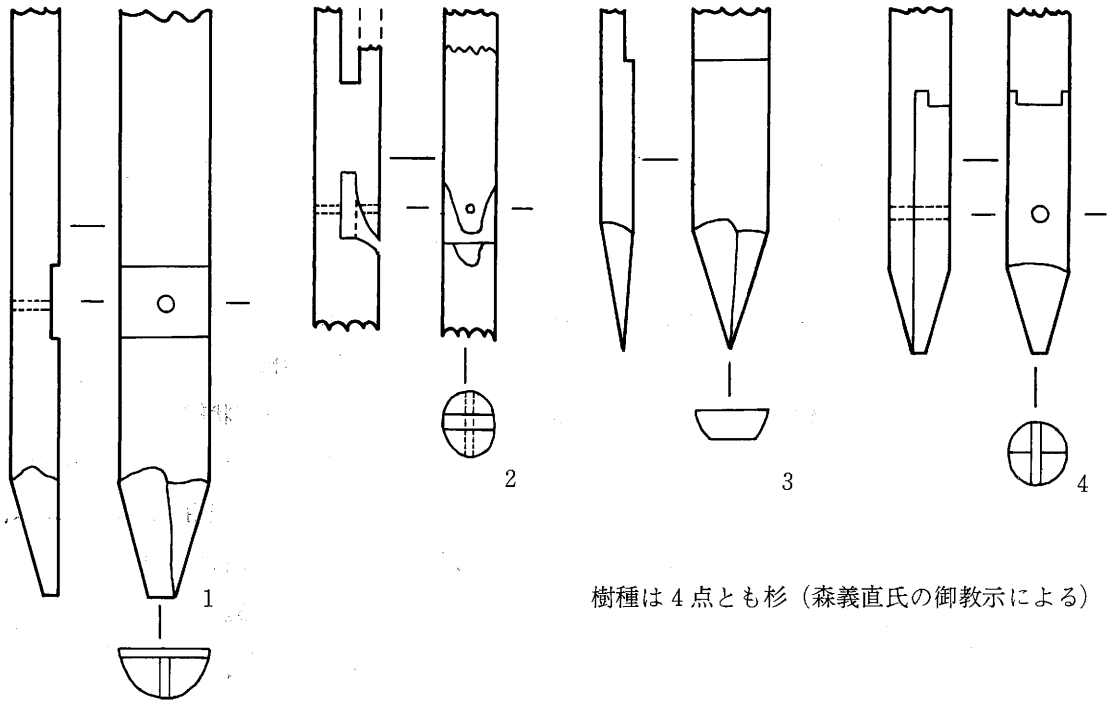

樹種は4点とも杉（森義直氏の御教示による）

第8図　杭加工模式図

2．遺物

木製品（図版２．Ｉ）

木樋の上面より出土した。曲物等の容器の蓋と思われる。長さ19.8cmの隅丸の長方形で、約¼を欠く。厚さ１cmのヒノキの板を加工し、端部に段をつけている。表面には樹脂が塗られ、中心部に印が押されている。樹脂の種類は不明であるが、漆ではなく、ニス状のものと思われる。（樹種及び樹脂については森義直氏の御教示による。）印は福島、小林と読め、製作者（工房）名を表わすものと思われる。これについては、木曽郡木曽福島町八沢で江戸から昭和初期にかけて塗師を行なっていた小林銀治、茂一家と関連があるものと思われるが、現在同家が営業しておらず、資料等もないため確認できない。（工房等については山下生六氏の御教示による）

鉄製品（図版２．Ｋ）

杭列の周辺より７点出土した。いずれも遺存状態は良好である。１は馬蹄である。約½が遺存する。釘穴が３ヶ所にあり、そのうち１つに釘が残っている。２は大型の釘と思われる。３～５は木樋に使われていた木釘である。いずれも鍛造されており、表面より内部の腐食が進行している。３は頭部の形状が良くわかる。６、７は丸い棒状の製品で種類は不明である。表面は酸化により鮮やかな赤褐色を呈している。

陶器

調査区の各トレンチより合計コンテナ約１箱出土した。数片江戸末～明治初期まで遡るものがあるが、ほとんどが昭和以降のものと思われる。器種も多様で、湯飲み、皿、茶碗、急須、ほうろく等がある。今回は図化等は行なっていない。

獣骨（図版２．Ｊ）

杭列より一点出土した。ニホンザルの成獣と思われる。右大腿骨で、両端を欠き、骨体部のみが遺存している。遺存部の長さは12.4cmである。なお、ニホンザルの骨は松本城二の丸御殿跡からも数点出土している。（西沢寿晃氏の御教示による。）

3．遺構、遺物の年代

今回の調査で出土した遺物には遺構の時期について考察してみたい。杭列は遺存状態より単一ではなく、いくつかの時期のものが混在すると考えられる。木樋は杭列に伴なうものと考えられ遺存状態でみると、杭の中でも比較的新しい時期と思われるものに似ている。この杭列及び木樋の時期は下限を税務署建設の際の埋め立て時、昭和初年に求めることができるにとどまる。また調査区南側の木材等の堆積層は、さらに時期が下り、年代の下限は昭和30年代後半に求められる。

Ⅳ　考察

1．調査地の経過　松本税務署が松本市西堀町新甲269番地（現城西２－１－20）に新築されたのは、昭和３年６月で、その位置は、ちょうど松本城西不明門馬出郭（にしあかずのもんうまだしくるわ）の南半分に当たる。『松本市史』によれば、付近の総堀（西堀）が埋め立てられたのが大正14年であるから、馬出郭もその頃整地造成され、その一部が税務署庁舎の敷地となったのである。庁舎建築中の写真（図版１．B）には建物の南側にまだ水堀が見え、馬出郭の副濠は一度に埋められたのではないことがわかる。その後舎屋が増改築され、昭和38年10月には南側の水濠も埋められ、同署別館が建てられ、現在に至っている。

2．古絵図について　馬出郭の主要部を古絵図により調べてみると、西不明門から西へ向かう土橋部、半月形の内郭部、それをとりまく武者かくし部（土塁）及びその外側を巡る副濠部から成っており、郭内には番所が置かれ、井戸もある。かなり精度の高いと定評のある『享保十三年秋改松本城下絵図』（図版１．A）によれば、武者かくしの土塁は西方の頂部が少し平らになった三日月形で、その規模は敷幅が約９m、南北の径が約42m、半円の外周は約95mある。これをとりまく副濠も三日月形で水のない空堀として描かれており、堀幅は15～20mある。第９図はそれらの位置関係を現況図の上に推定で図示した馬出郭推定図である。この推定図を作成するに当たっては、馬出郭の土橋部（現市道1524号線）が現在までほとんど変化のないものとみて作成した。ところで上記古絵図の他にも数種年紀の異なる古絵図が知られている。元禄９年（1696）頃のものは副濠に水があり、明治９年（1876）のものには、ここが蓮根池として描かれている。このことより副濠は年代により乾湿の交代があったものと考えられる。

3．杭列について　今回出土した杭列は、松本城の他の堀の例から考えて、土塁の水際で堀との境界線を示すものと考えられる。杭の形状や年代にはバラツキがあるものの、ほぼ同一線上にあることから、この付近の堀際の形は各時代を通じ、余り変わっていないものと考えられる。また木樋より杭列の西側が沼地（水堀）で東側が土塁であり、出土した木製品等より西側の沼地は比較的新しい昭和の年代まで水堀の状態であったことがわかる。

4．まとめ　以上の考察によると、堀と土塁の境界線（杭列）を、馬出郭推定図と照合すると、大変良く符合する。推定図の武者かくし土塁の西方頂部の外側線は杭列とほぼ一致する。ここ以外に武者かくしの土塁線を示す遺構の検出がないので断定できないが、今回出土した杭列が、西不明門馬出し郭の土塁と副濠の境界の一部を示すものと考えたい。

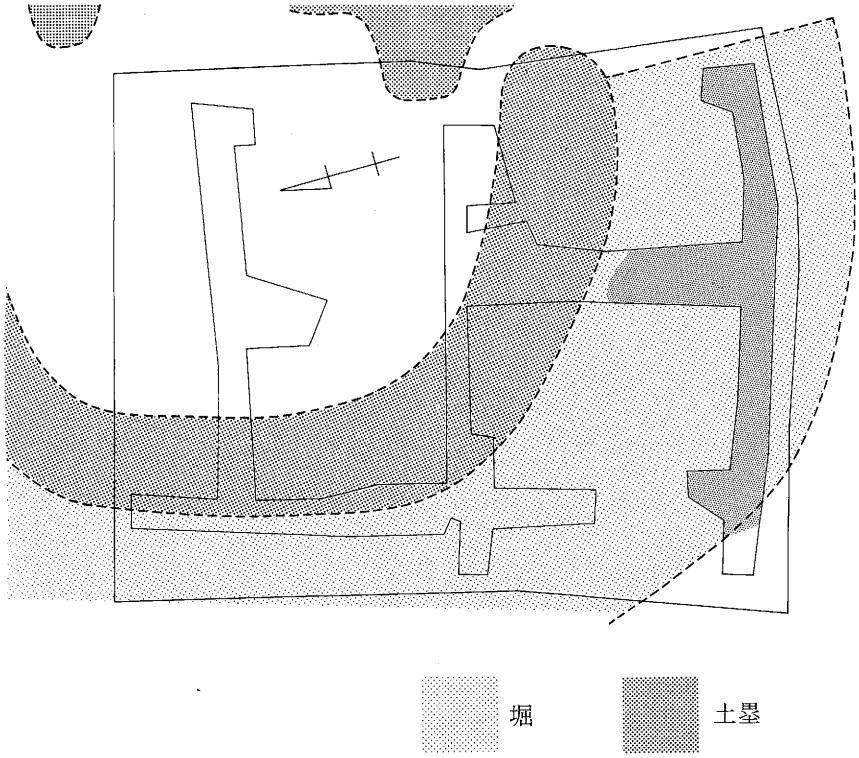

第9図　馬出郭推定図(1/600)

V　まとめ

今回の調査では、今まで古絵図等の記載よりの推定のみで、所在が明らかでなかった松本城西馬出郭の位置を確認することができた。確認された位置は古絵図の記載を裏付けるもので、特に『享保十三年秋改松本城下絵図』は、調査を通じてその精度を再認識させられるとともに、約260年前の技術に驚かされるものがあった。

現在都市化された市街中心部には、かつての城下町の遺構が埋もれていることが予想される。今回の調査では当初、相当の攪乱が予想されたが、地盤が湿地であったこともあり、遺構の遺存状態は良好であった。このようなことは現在の市街中心部でも充分予想されうることであり、今後の都市整備、再開発に際しては、松本城の周辺のみにとどまらず、こうした近世の旧城下町の遺構の保護についての対応も必要とされよう。単に絵図等より推測するのみでなく、遺構から旧城下町を復元し伝えてゆくことは、それらが変化しつつある現代に生きる我々の責務ではないだろうか。

今回の調査にあたっては建設省関東地方建設局より多大な御理解と御協力をいただいた。また御協力をいただいた松本城管理事務所等の諸機関、さらには困難な条件のもとでの諸査に参加された方々、整理作業に御協力いただいた方々に末筆ながら心よりのお礼を申しあげたい。

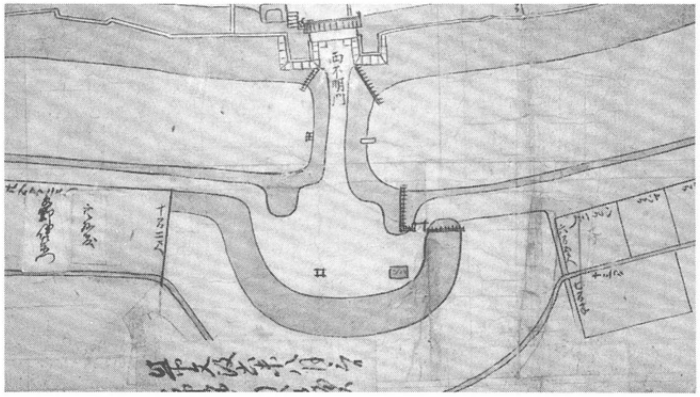

A．西馬出郭(享保十三年秋改　松本城下の図、部分)

◀C．Aトレンチ全景（西より）

E．鉄製品出土状態

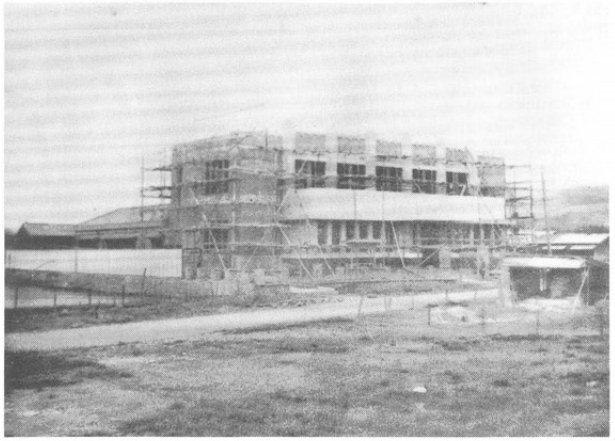

B．建設中の税務署（昭和３年）『松本案内』より

D．杭列検出状態（南西より）

F．獣骨出土状態

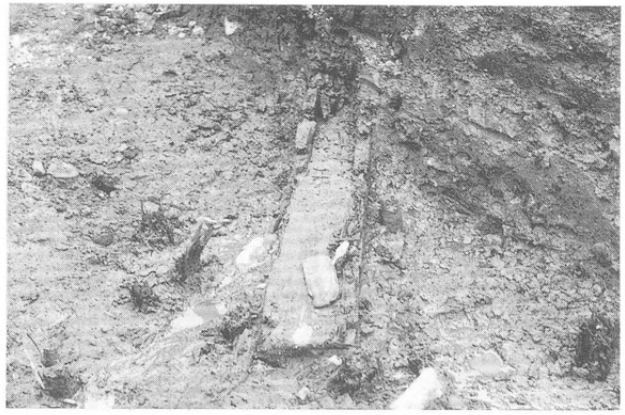

G．木樋出土状態

H．木製品の印（実物大）

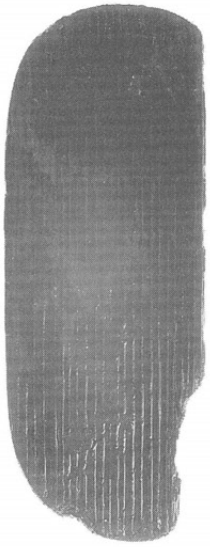

I．木製品

J．獣骨

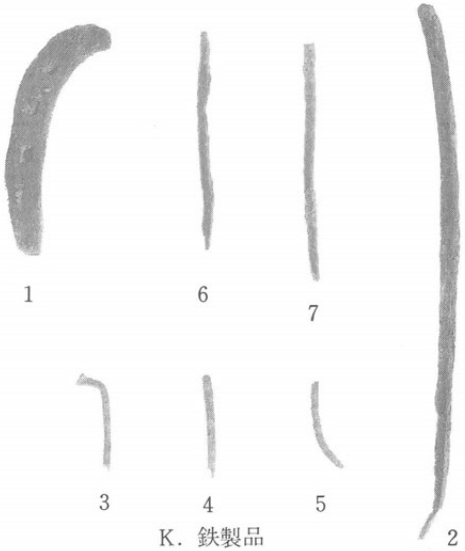

K．鉄製品

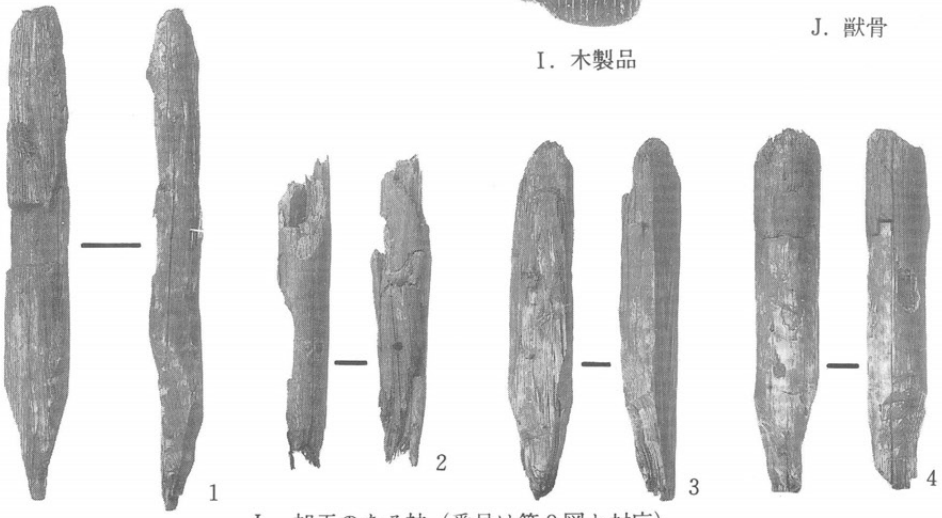

L．加工のある杭（番号は第８図と対応）

松本市文化財調査報告No.79

松本市城西西馬出遺跡

平成元年3月20日　印刷

平成元年3月30日　発行

発行　松本市教育委員会

印刷　電算印刷株式会社